



社会福祉法人沼津市社会福祉協議会

歳末たすけあい運動「地域福祉事業」助成要項

1. 助成の目的

歳末たすけあい募金を活用し、広く住民が参加できる年末や新年を機会とする地域福祉活動や福祉課題を抱える世帯への支援事業に対し助成を行うことにより、孤立・孤独防止につながる地域福祉活動の充実強化を図る。

2. 対象となる団体

市内において地域福祉の向上のために継続的に取り組む団体で、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 地区社会福祉協議会及び自治会、民生委員児童委員協議会
- (2) ボランティアグループおよびNPO、市民活動団体（法人格の有無は問わない）
- (3) 地域における公益的な取組を行う社会福祉法人
- (4) その他、沼津市社会福祉協議会会長（以下「会長」という）が特に助成を必要と認める団体

*但し、以下に該当する団体は対象外とする。

- (1) 活動実績が1年未満の団体
- (2) 政治、宗教、組合等の関係者に限られているもの
- (3) 営利を目的とするもの

3. 対象となる事業

広く住民が参加できる年末や新年を機会とする地域福祉活動や福祉課題を抱える世帯への支援事業を対象とする。

- (1) 生活に困窮する個人・世帯への福祉援助事業
例：生活困窮世帯への食糧や生活必需品の支援等
- (2) ひきこもりや社会的孤立等、福祉課題を抱える個人・世帯への福祉援助事業
例：孤立しがちな独居高齢者等への見守り訪問活動
働きづらさを抱える人の社会参加の場づくり（就労支援や居場所づくり）
- (3) 年末や新年を機会とする地域の幅広い人々が参加し絆を深める交流事業
例：多世代が参加する行事の開催（どんど焼き、餅つき大会等）
高齢者や障がい者、こども等が集う行事の開催（クリスマス会等）
- (4) その他、特に必要と思われる事業
例：ごみ屋敷の年末大掃除事業等

*但し、以下に該当する事業は対象外とする。

- (1) 沼津市外で行われる事業
- (2) 特定の趣味やスポーツ活動などに限定したサークル活動
- (3) 他の助成や補助をすでに受けている事業

4. 実施期間

原則として12月1日から翌年の1月15日までに完了できる事業とする。

5. 助成額・助成回数

(1) 生活に困窮する個人・世帯への福祉援助事業

…上限15万円

(2) ひきこもりや社会的孤立等、福祉課題を抱える個人・世帯への福祉援助事業

…上限15万円

(3) 年末や新年を機会とする地域住民の絆を深める交流事業

①地区社会福祉協議会が実施する場合…上限15万円

②その他…上限5万円

(4) その他、特に必要と思われる事業…上限15万円

*助成額は、財源である歳末たすけあい募金の募金状況により変更する場合があります。

6. 助成金の対象となる経費

事業の実施に係る経費（消耗器具備品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、食糧費、講師謝礼）

<具体例>

| | |
|---------|--|
| 消耗器具備品費 | 事務用品、用紙代、装飾品代、創作品材料代、弁当容器 |
| 印刷製本費 | 案内チラシ代、コピー代 |
| 通信運搬費 | 切手代、ハガキ代 |
| 賃借料 | 施設使用料、器具等の借上料 |
| 食糧費 | 調理にかかる食材費、飲料、茶菓子 (ただし、生活困窮世帯等への食糧支援や訪問活動時の食品については対象とする) |
| 謝礼 | 講演会講師料、コンサート出演料 |

7. 助成金の対象とならない経費

(1) 食糧費のうちアルコール類、外食代、持ち帰ることを想定した弁当代（支援を必要とする世帯への見守り訪問活動や配布相談会の場合はこれによらない。）

(2) 人件費（事前打合せ、会議・会合等を含む）

(3) ガソリン代

(4) 商品券・金券

(5) 継続使用が可能な機器・備品

8. 申請期間と申請方法

令和8年8月14日（金）から令和8年10月2日（金）午後5時まで

9. 申請に必要な書類

- ① 歳末たすけあい運動「地域福祉事業」助成申請書（様式第1号）
- ② 助成申請に係る事業計画書・予算書（様式第2号）
- ③ 赤い羽根共同募金「配分金事業」交付請求書（様式第4号）
- ④ 団体構成員名簿（様式第5号）
- ⑤ 会則（ある場合）、その他事業の内容を確認できる書類等

10. 助成金の交付決定

審査により、助成の可否及び助成額を決定し、申請団体に結果を通知します。

11. 実績報告

助成が決定した団体は、令和9年1月22日（金）《必着》までに、下記の書類を提出してください。 *下記の書類は助成決定後、本会より送付します。

- ① 歳末たすけあい運動「地域福祉事業」助成金使途結果報告書（様式第6号）
- ② 領収書（コピー可、クレジットカードやポイントカード等、ポイントが計上された領収書は不可。公金の不正利用になります。）
- ③ ありがとうメッセージ（様式第9号）
- ④ 活動写真（データ提出）

*各申請・報告様式のデータを希望する場合は、本会に連絡してください。

12. 助成金の返還

本助成金を翌年度に繰り越すことはできません。

下記に当てはまる場合は、助成金の一部または全額を返還していただきます。

- ① 申請事業を中止した場合
- ② 申請及び報告内容が実際と大幅に異なる場合
- ③ 助成金の不正利用
- ④ 経費支払時、領収書にポイント計上が行われていた場合
- ⑤ 補助金で購入した備品の処分、譲渡、売却を行った場合

*不明な場合は、あらかじめ本会に連絡してください。

*当該事業に使用した経費が助成額を下回っていた場合、差額等を返還していただきます。

13. その他

- ・「歳末たすけあい運動助成事業」であることを明示して事業を実施してください。
- ・当初の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに本会に連絡してください。
- ・活動状況確認のため、本会職員が活動場所へ訪問する場合があります。

問い合わせ先

社会福祉法人沼津市社会福祉協議会 （住所 〒410-0032 沼津市日の出町1-15）

電話：055-922-1500 FAX：055-922-1502

メール：info@numazu-shakyo.jp （受付時間）平日9～17時